

第1章 平常時における取り組み

1 福祉避難所の対象となる者の把握

1.1 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

1. 市町村は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象となる者の概数を把握する。

(1) 福祉避難所の対象としては、主に次の者が考えられる。

- ①身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、内部障害者等）
- ②知的障害者
- ③精神障害者
- ④高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯等）
- ⑤人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者
- ⑥妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者

(2) 上記のうち、既存統計や避難行動要支援者名簿等で人数の把握が可能なものについては、その情報を活用する。また、民生委員・児童委員（以下、本文では「民生委員」という。）、身体障害者相談員、知的障害者相談員からの情報や、障害者団体からの情報についても活用し、把握する。

実施にあたってのポイント・留意点

- 福祉避難所の対象は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、上記1の家族（支援者、1名程度）まで含めて差し支えない。ただし、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所者は、当該施設で適切に対応されるべきであるので、原則として福祉避難所の対象とはしないが、緊急かつ一時的に当該対象者が福祉避難所へ避難することを妨げるものではない。
- 平常時においては上記により概数を把握し、これを最大規模の対象数として捉え、一般の避難所（要配慮者スペース）での受入見込みなども加味したうえでの人数の入所を可能とすることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の整備・指定を行うものとする。
- 福祉避難所の整備・指定を最大限に進める必要があるが、対象となる要配慮者の全てを福祉避難所で受け入れることはできない状況が予想される。そうした場合は、一般の避難所に要配慮者スペースを設け、比較的、障害の程度が軽く、介護の必要が少ない要配慮者を受け入れる必要がある。

1.2 福祉避難所の対象となる者の現況等の把握

1. 市町村は、災害時において、福祉避難所の対象となる者を速やかに福祉避難所に入所させることができるよう、平常時から対象者の現況等を把握することが望ましい。
 - (1) 先の「1.1 福祉避難所の対象となる者の概数の把握」で対象とした者のうち、①身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、内部障害者等）、②知的障害者、③精神障害者、④高齢者（一人暮らし、高齢者のみの世帯等）、⑤人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者については、保健・福祉部局が保有する情報を活用し、調査が可能であると考えられる。
 - (2) 把握する情報は、①住所、②氏名、③身体の状態、④家族構成（同居の有無を含む）、⑤介助者の状況（昼間・夜間）、⑥緊急時の連絡先、⑦本人の居室の場所、を基本とし、その他の項目については必要に応じて調査を実施する。
 - (3) 利用できる既存の避難行動要支援者名簿、個別避難計画等が存在する場合は、その活用を図る。
 - (4) 関係部局間等での情報共有にあたっては、福祉避難所の対象となる本人又は家族等の理解を得た上で、どの程度の情報を開示して差し支えないか確認した上で、情報を整理し共有しておく。
2. 災害時において、安否確認、避難情報の伝達、避難誘導支援、福祉避難所の設置等の対策に活用ことができ、また、平常時から対策を検討・実施するために、把握した情報はデータベースとして整備しておく。また、最新の情報を保持するために、定期的に登録情報の確認・更新を行う。

実施にあたってのポイント・留意点

- 福祉避難所の対象者に関する情報の管理体制、関係部署等との情報共有の体制について検討し、体制を整備しておく。
- 個人情報の取り扱いについては、情報の漏洩・不正使用を防止するための対策を講じるなど、十分に配慮する。
- 災害時に速やかに活用できるよう、データのバックアップが図られているか確認しておく。
- 災害時に被災者台帳を作成した場合には、上記の情報について整理して被災者台帳に記載又は記録する。

2 福祉避難所の指定及び公示

2.1 福祉避難所として利用可能な施設の把握

1. 市町村は、福祉避難所として利用可能な施設を確認する。利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。以下の施設については「バリアフリー」「支援者をより確保しやすい施設」を主眼において選定する。

- ①一般の避難所となっている施設（小・中学校、公民館等）
- ②老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設、老人福祉センター等）
- ③障害者支援施設等の施設（公共・民間）
- ④児童福祉施設（保育所等）、保健センター、特別支援学校
- ⑤宿泊施設（公共・民間）

2. 福祉避難所として利用可能な施設について、所在地、名称、所有者・管理者、使用可能なスペースの状況、施設・設備の状況、職員体制、受入可能人数などを調査し、整理する。

実施にあたってのポイント・留意点

○福祉避難所として利用可能な施設としては、社会福祉施設等のように現況において要配慮者の避難が可能な施設のほか、一般の避難所のように、現況では福祉避難所としての機能を有していない場合であっても、機能を整備することを前提に利用可能な場合を含むものとする。

○各施設について、福祉避難所とする場合の長所と利用にあたっての課題としては、次のような点が考えられる。

◆社会福祉施設（入所施設）

（長所） 物資・器材、人材が整っている。

（課題） 避難者の受入によって、施設の入所者の処遇に支障をきたすことを防ぐため、専門職能を持った支援者の派遣を要請するなどの対策をする必要がある。

◆デイサービスセンター等通所施設

（長所） 災害時においてライフラインの停止などにより本来の通所施設としての機能が停止する場合には、福祉避難所として機能することができる。

（課題） 時間経過に伴って復旧・復興が進むと、本来の通所施設としての機能に戻さなければならず、避難が長期化するような場合には、福祉避難所機能の早期解消を図るなどの対策が必要である。

◆宿泊施設

（長所） 宿泊機能は既に確保されている。

（課題） 必ずしもバリアフリーになっておらず、また、脆弱性の高い被災者の避難生活支援を提供する人材の確保・派遣対策が必要である。

◆小・中学校や公民館等

（長所） 一般の避難所としての指定が進んでおり、福祉避難所スペースの確保の交渉がしやすい。

（課題） 器材の準備や人材の確保などで立ち上げに時間がかかってしまうため、高齢者福祉施設協議会等に依頼することによって、福祉避難所としての機能を確保するなどの対策が必要である。

開設期間が長期化した場合、本来の施設の機能を果たすことに支障が出る可能性があるため、福祉避難所機能の早期解消を図るなどの対策が必要である。

- 平時に福祉避難所の指定に至らない場合であっても、災害時において緊急的に受入を要請する可能性があることから、指定状況にかかわらず利用可能な施設の情報についてはデータベースとして整備しておく。
- 災害時に速やかに活用できるよう、データのバックアップや共有化が図られているか確認しておく。
- 県の施設であっても、指定対象から除外して考えるのではなく、積極的に指定を検討する。
- 全国的には、デイサービスセンターの静養室に福祉避難所を設置した例もある。この場合、機能訓練室や食堂等への影響がなく、本来の通所施設機能への影響が限定的であることから、通所施設の再開が比較的容易である点が特徴的である。

感染症対策のポイント・留意点

- 市町村はできるだけ多くの福祉避難所を開設し、1つの施設に多くの避難者が集まることを避けるようにする。
- 特に個室が確保しやすい宿泊施設の活用を検討すること。また、事前に指定（協定締結等）しておくことが望ましい。

2.2 福祉避難所の指定要件、指定目標の設定

1. 市町村は、災害対策基本法の基準及び福祉避難所の対象となる者の数や現況等を踏まえ、福祉避難所の指定要件、指定目標を設定する。指定要件については各市町村が定めるものであるが、例えば、以下の要件が考えられる。
 - (1) 施設自体の安全性が確保されていること。
 - ・耐震性が確保されているとともに、津波の心配がないこと。[地震]
 - ・原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
 - ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要援護者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
 - ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
 - (2) 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
 - ・原則として、バリアフリー化されていること。
 - ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。
 - (3) 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
 - ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。
2. 市町村は、最大限の福祉避難所の確保が難しい状況にある場合には、一般の避難所に要配慮者スペースを設け、支援の度合いが低い要配慮者を受け入れることで対応を図ること。

3. 福祉避難所の指定目標については、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮し、設定することとする。

実施にあたってのポイント・留意点

- 同一の敷地内で一般の避難所と福祉避難所の機能がある場合には、福祉避難所の機能があることを要支援者に周知する観点等から、それぞれ指定して公示する。
- 生活相談員や福祉関係職員等の専門的人材は、必ずしも常駐の必要はなく、要配慮者の状態に応じて確保する。
- 福祉避難所の対象となる者の数は常に固定しているものではないので、福祉避難所の指定・整備にあたって要配慮者1人あたり面積を設定する必要があると判断した場合は、指定目標を設定する際の目安として定めておく。
- 一般の避難所における要配慮者スペースの考え方については、「一般の避難所の運営マニュアル（要配慮者対応編）作成の手引き（令和2年3月）」を参考にする。
- 確保の取組が行われたうえで、当該市町村の区域だけでは、確保することが困難な場合には、必要に応じて県が調整し、他の市町村と協定を締結するなど連携して、福祉避難所を広域的に確保する。

感染症対策のポイント・留意点

- 福祉避難所の生活空間は世帯（要配慮者、家族「介助者」1名）ごとに2メートル以上間隔をあけることが望ましい。
- 施設利用者が生活している建物と避難者が出入りする場所が分離されていることが、利用者の安全確保の上では最も望ましいが、難しい場合は利用者生活ゾーンを明確にし、避難者を立ち入り禁止にすることが考えられる。

2.3 福祉避難所の指定及び公示

1. 市町村は、福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び福祉避難所の指定要件等を踏まえ、福祉避難所として指定する施設を選定し指定する。
2. 市町村は、福祉避難所を指定したときは、その名称、所在地及び受け入れる被災者等の範囲を特定（変更）する場合にはその旨、その他市町村長が必要と認める事項を公示する。
3. 受入対象者の範囲を特定するにあたっては、当該福祉避難所の施設管理者等と調整する。

実施にあたってのポイント・留意点

〔指定管理者等、関係者との調整について〕

- 福祉避難所の設置・運営に関して、福祉避難所として指定する施設との間で協定を締結しておく。
- 協定には、設置手続き、福祉避難所での支援の内容・方法、費用負担等について明確にしておく。
- 特別養護老人ホーム等の入所居住型施設については、災害時において福祉避難所として利用した場合に、入所者の処遇に甚大な支障が生じないかどうか確認する。
- あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足すると見込まれる場合は、公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し借り上げるなど事前に対応する。
- 福祉避難所における要配慮者の支援に必要な物資・器材や、専門的な技術を有する人材の確保、要配慮者の移送手段の確保についても、関係団体・事業者との間で協議をしておく必要がある。
- 災害時において速やかに福祉避難所を開設し、要配慮者を保護できるよう、平時から、市町村、社会福祉施設等関係団体などの間で情報交換や事前協議を図っておくことが重要である。

〔広域を対象としている福祉避難所について〕

- 市町村内の福祉避難所に対応困難になった場合、広域の福祉避難所等に一時的に要配慮者を避難させることも想定されることから、近隣の市町村並びに関係団体との協力関係を構築しておく。
- 福祉避難所が立地する市町村だけでなく、他の市町村が利用する場合は、協定するなど連携するとともに、運営方法や運用費用等について、予め関係市町村や施設管理者との間で調整しておくこと。

〔福祉避難所の公示〕

- 受入対象者は、特定の要配慮者とその家族のみが避難する施設であることを公示すること。
- 受入対象者を特定せず要配慮者全体とする場合でも、受入を想定していない被災者等が避難してくることをのまないよう、要配慮者とその家族が受入対象である旨を公示することが適切である。
- 受入対象者の特定に時間を要する場合は、要配慮者とその家族が受入対象である旨を公示したうえで、追って受入対象者を特定して公示する対応を考える。

3 福祉避難所の周知

3.1 福祉避難所の周知徹底

1. 市町村は、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図る。
2. 感染症拡大防止の取組等について、理解促進のため、情報発信を行う。

実施にあたってのポイント・留意点

- 受入対象者を特定して公示する場合、個別避難計画の作成過程を通じて受入対象者とその家族に周知するとともに、広報活動のほか、民生委員や保健師の活動、支援団体を通じて周知を図る。
- 災害対応機関や関係機関、医療・保健・福祉サービス提供機関・事業者等に周知をする。
- 広報活動や訓練を通して、広く住民に福祉避難所について周知を図り、理解と協力を求める。要配慮者とその家族に対しては、広報活動のほか、民生委員や保健師の活動、支援団体を通じて周知を図る。
- パンフレットやハザードマップ等を作成するにあたっては、点字、音声、イラストを用いたり、文字を大きくするなど、要配慮者が理解しやすいよう工夫を図る。
- 福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者に対しては、対象としない旨についてあらかじめ周知しておく。
- 災害規模や状況に応じて、また、支援者の到着が間に合わない等、福祉避難所の開設には「ずれ」が生じ、災害発生後初日に開設が間に合わないケースもあることを併せて周知する。

【参考情報：福祉避難所の理解促進のために周知すべき項目 例】

- ・福祉避難所の役割（施設職員による介護を行う場ではないこと、避難者の生活支援は家族等の介助者が行うこと等）
- ・福祉避難所へ避難する対象者（一般の避難者は受け入れないこと、新型コロナウイルス感染者など体調不良者の避難所ではないこと等）
- ・運営には地域住民をはじめとする協力者が必要であること

感染症対策のポイント・留意点

- 特に福祉避難所となる施設を平時から利用している者やその家族には、福祉避難所設置時の感染症対策について丁寧な説明を行い、不安をなくすよう取り組む。
- マスク、消毒液、体温計及び身の回りの衛生用品（タオル、歯ブラシ等）の避難生活で必要となるものを可能な限り持参することを、要配慮者及び家族に周知しておく。

3.2 福祉避難所ごとの受入対象者の調整

1. 市町村は、福祉避難所へ直接避難する者について、個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。
2. 市町村が希望する要配慮者全員を福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所に要配慮者スペースを設定して一時的に避難し、その後、福祉避難所に移送する方法も個別避難計画の作成時等に検討する。

実施にあたってのポイント・留意点

- 障害者等については、障害特性により急激な環境変化に対応することが難しい場合などがあることから、平素から利用し、その環境に慣れている施設への直接避難が望ましい。そのため、事前に受入対象者の調整等を行い、避難が必要となった際に福祉避難所等への直接の避難を促進することが適当である。
- 要配慮者の意向や心身の状況、地域の状況等に応じ、個別避難計画等により、一般の避難所内の要配慮者スペース等を活用することも考えられる。
- 災害規模や状況に応じて、支援者の到着が間に合わない等、災害発生後初日に開設が間に合わない場合もあるため、市町村において発災直後の要配慮者の避難先の確保について必要な検討を行う。

4 福祉避難所の整備

4.1 福祉避難所の施設整備

1. 市町村は、施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するための必要な施設整備を行う。
 - ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
 - ・通風・換気の確保
 - ・冷暖房設備の整備
 - ・非常用発電機の整備
 - ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）
 - ・感染症対策に必要な施設整備（非接触型対応設備、固定式間仕切り等）
 - ・その他必要と考えられる施設整備

実施にあたってのポイント・留意点

- 在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者などを受け入れる場合は、電源の確保が必要である。また、介護、処置、器具の洗浄等で清潔な水を必要とすることから、水の確保が必要となる。
- 市町村は、非常用発電機等の設備の準備等について、福祉避難所の施設管理者等とあらかじめ調整し、必要な支援を行うこと。
- 避難所において、要配慮者の不安を取り除くとともにニーズを把握するためには、情報を確実に伝達したり、コミュニケーションを確保することが重要となる。パニック等の際に落ち着くためのスペースの確保や、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意することが必要であり、各避難所には最低限、ラジオとテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておくとともに、インターネット接続環境やパソコン、文字放送対応テレビやファクシミリ等の確保にも努める。（「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」第2 発災後における対応 9 被災者への情報提供等及び10 要配慮者からの情報提供も参考とすること。）
- 市町村は、福祉避難所における防災機能の強化や、空調、バリアフリー化等の避難者の生活環境の改善に努める。また、福祉避難所として指定や協定を締結した社会福祉施設等における避難路、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉などの整備に努める。

5 物資・器材、人材、移送手段の確保

5.1 物資・器材の確保

1. 市町村は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図る。
《物資・器材の例》
 - ・介護用品、衛生用品、生理用品
 - ・飲料水、要配慮者に適した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
 - ・携帯トイレ（主として洋式便器で使用）、ベッド、担架、パーティション
 - ・車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
 - ・マスク、体温計、消毒液等感染症対策用品
2. 市町村は、物資・器材の備蓄のほか、災害時において必要とする物資・器材を速やかに確保できるよう、物資・器材の調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておく。また、関係団体・事業者と協定を締結するなどの連携を図る。

実施にあたってのポイント・留意点

- 市町村は、必要な物資の備蓄・輸送等について、福祉避難所の施設管理者等とあらかじめ調整し、必要な支援を行うこと。
- 物資・器材の備蓄については、災害発生当初の段階ですぐに物資・器材を調達することは困難であると想定されることから、一定程度の備蓄に努めることとし、あわせて災害時において速やかに調達できるよう、協定締結など事前対策を講じておく。
- 原則として、発災後の資器材の確保はレンタルによって行う。
- トイレについては「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(H28.4 内閣府(防災担当))を参考にすること。
- 保健・医療関係者の助言を得つつ、医療的ケアに必要となる衛生用品について、あらかじめ調整しておく。また、非常用発電機等が確保されていない避難所については、人工呼吸器装着者等が避難した場合に備え、医療機関等と連携するなど、あらかじめ非常用電源の確保策を検討しておくことが重要である。

【参考情報：高知県福祉避難所指定促進等事業費補助金対象経費（R2年度） 例】

- ・段ボールベッド、車いす、ポータブルトイレ、照明器具、自家発電機等の資器材購入費
- ・紙おむつ、ウェットタオル、マスク、消毒液等の消耗品購入費
- ・備蓄食料購入費（初回整備時のみ）
- ・備蓄倉庫の購入設置費用
- ・運営訓練経費（ベスト、ホワイトボード、使い捨て食器類 等）

感染症対策のポイント・留意点

- 必要な物資については、資料1「避難所における衛生環境対策として必要と考えられるもの（R2.7.6 内閣府・消防庁・厚労省通知）」を参照すること。
- 通常の資器材と同様に、感染症対策に必要な物資も高知県福祉避難所指定促進等事業費補助金の対象となる。

5.2 支援人材の確保

1. 市町村は、要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体・事業者と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図る。
2. 災害時における福祉避難所へのボランティアの受入方針について検討しておく。

実施にあたってのポイント・留意点

- 福祉避難所は、一般の避難所に比べて、配慮の必要性の高い高齢者等の被災者が多くなるため「当事者における避難所運営への期待が難しい」「地域の自主防災組織等の支援についても大きな期待は難しい」という基本的な状況があり、支援人材の確保は重要である。
- さらに、福祉避難所に避難する避難者は、災害による生活環境の変化によって、健康被害を受けやすく、災害直後は状態が安定していた避難者であっても、状態が悪化して支援が必要になることが考えられる。そのため、避難者の状態を継続的に観察する専門職の視点が欠かせず、専門職を中心とした支援人材の確保が重要となる。平時より施設等と連携を図り、災害時の受け入れ拠点・活動支援体制について、取り決めを行っておくべきである。
- 専門的人材の確保については、自治体間の相互応援協定による職員派遣のほか、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、障害者・高齢者等の支援団体、専門家・専門職能団体等と平常時から連携を確保しておく。支援人員を確保することが困難な場合には、必要に応じて県へ要請し、人員を広域的に確保する。
- 医師や看護師等の医療関係者や、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職種については、別途、全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的支援スキームを設けているものがある場合は、県と連携し、これらを適切に活用し対応する。
- 福祉避難所の事前指定先が学校や公民館などの「平時は福祉施設でない」施設である場合は、市町村の福祉施設協議会等との協定の締結を実施し、災害時には福祉避難所の設置・運営等に関して、委託・支援を実現することが現実的である。
- 福祉避難所の設置施設に運営を委託した場合、その施設による運営を基本とするが、その場合でも、施設自身の通常の運営に支障をきたさないよう、外部からの支援を検討することが望ましい。
- 生活相談員や福祉関係職員等の専門的人材については、常駐は必ずしも必要でなく、要配慮者の状態に応じて確保する。
- 福祉人材、特に介助にあたる人材については、要介護者が望む場合には、同性介助を行う等の配慮が必要である。

5.3 移送手段の確保

1. 市町村は、一般の避難所における要配慮者スペースから福祉避難所への移送（福祉避難所間での移送）、あるいは福祉避難所から緊急に入所施設等へ移送することに関して、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、福祉車両、救急車両、一般車両等の調達先リストを整備する。

実施にあたってのポイント・留意点

- 個別避難計画により避難行動要支援者が福祉避難所へ避難する際は、基本的に避難支援等実施者が避難誘導する。場合により、避難支援等関係者等が避難誘導する。
- 一般の避難所から福祉避難所への避難等については、原則として、要配慮者及びその家族が、自主防災組織、民生委員、支援団体、市町村職員等による支援を得て避難する。
- 一般の避難所における要配慮者スペースで対応が困難になった要配慮者を、福祉避難所に移送する場合や、緊急に入所施設等へ移送する場合については、福祉避難所として指定した施設の管理者等と協議し、方針や計画の策定、移送手段の確保策を検討しておく必要がある。
- 福祉避難所の設置を予定したときには、一般の避難所と福祉避難所間（一般の避難所から福祉避難所へ、また、福祉避難所から一般の避難所へ）の対象者の引き渡し方法等についてあらかじめ定めておくことが望ましい。
- 広域に避難する場合の要配慮者の移送手段については、バス会社や協会との協定に基づき確保を図る。また、福祉避難所として想定される施設が保有する車両等を借り上げるための協定の締結も考えられ、その際には燃料確保や費用面での条件を話し合っておく必要がある。
- 市町村を越えて移送する場合、移送手段は原則として避難元となる市町村が手配することとなるが、被災状況により避難先市町村もできるだけ協力することが望ましい。また、必要に応じて県へ要請し、移送手段を広域的に確保する。

6 社会福祉施設、医療機関等との連携

6.1 福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化

1. 県、市町村は、専門的人材の確保や器材等の調達、緊急入所等に関して、社会福祉施設、医療機関等の協力が必要となることから、あらゆる機会を通じて平常時から連携を図っておく。
2. 感染症対策や熱中症対策のためにも、保健・医療関係者の関与は不可欠である。

実施にあたってのポイント・留意点

- 平常時から社会福祉施設や医療機関等との連携を図るため、積極的に情報共有の場を設けることが重要である。
- 社会福祉施設等の関係団体・事業者間での協力体制の構築も重要であることから、団体・事業者同士の協定締結など、事業者間の連携強化を促進する。
- 災害時において、福祉避難所での感染症の発生・拡大の防止、及び発症した場合の適切な対応を図るため、事前に医療機関等と協定を締結するなど、平常時から医療機関等との連携強化を図る。

6.2 緊急入所等への対応

1. 在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等で対応する必要がある。このため、県、市町村は、緊急入所等が可能な施設を把握し、整理する。
2. 社会福祉施設と事前に協議を行い、要配慮者の緊急入所について協定を締結するなどの連携を図る。
3. 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する必要があることから、平常時から医療機関及び関係団体との連携を図っておく。

実施にあたってのポイント・留意点

- 緊急入所等については、受入可能施設の情報を整理・更新しておく。また、施設管理者と十分に調整の上、あらかじめ協定を締結しておくなどの準備をする。
- 市町村内の社会福祉施設で緊急入所等が対応困難になった場合を想定し、市町村外での緊急入所等の対応（方針や移送手段等）を検討しておく。

7 福祉避難所の運営体制の事前準備

7.1 災害時要配慮者支援班の事前設置等

1. 市町村は、防災担当部局と福祉部局を中心とした横断的な組織として、災害時要配慮者支援班を設置する。必要に応じて、自主防災組織、支援団体、社会福祉施設等福祉関係者、保健師、医師、看護師等の保健・医療関係者、民生委員、ボランティア等をメンバーとする協議会等を設置する。
2. 災害時において福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、あらかじめ福祉避難所担当職員を指名したり、福祉避難所担当職員の指名ができない場合は福祉避難所担当課・係を定めておくなどの体制を整えておく。

実施にあたってのポイント・留意点

- 平時から福祉避難所に関する取り組みを進めるため、災害時要配慮者支援班を設置しておく。また、福祉避難所を設置した場合は、福祉避難所の設置・運営の実務は福祉避難所設置施設に委託することが想定されるが、人的・物的支援等の調整を担う行政担当者として、あらかじめ福祉避難所担当職員を指名しておくことよい。
- 災害時要配慮者支援班は、平時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）として設置され、災害時は、災害対策本部中、福祉関係部局内に設置されることが想定される。
- 災害時要配慮者支援班は、避難所全体を担当する災害対策本部の避難所支援班（及び平時のこれに相当する体制）との十分な連携をして対応すべきである。

7.2 福祉避難所の運営体制の事前整備

1. 避難生活においては、感染症対策や熱中症対策などの保健、医療的な対応の重要性の高まりを踏まえ、保健、医療的な質の確保に向けた対応をするとともに、視覚や聴覚機能等に障害がある人への情報保障や知的障害がある人へのコミュニケーション支援、ピア・サポートの観点からの配慮など避難者の状況に応じた福祉的な面での質の確保を図るものとする。
2. 福祉避難所については、設備、体制の整った社会福祉施設等を想定しているため、当該施設の体制を基本にすることとし、市町村は福祉避難所担当職員の配置、専門的人材やボランティアの確保・配置を行うことにより、その体制の充実を図るために、平時から関係機関との連携強化を図るものとする。

実施にあたってのポイント・留意点

- 福祉避難所の運営にあたっては、施設の運営体制を阻害することがないように、施設管理者や施設職員と十分に協議し、対応する必要がある。
- 要配慮者の支援には、対応や環境整備等に専門性が求められることもあることに留意し、発災時における専門的人材の確保の準備や専門家の意見等を踏まえた環境整備、災害時を想定した研修の実施等も考慮する。
- 社会福祉施設等において福祉避難所を運営する場合、当該福祉施設の職員の負担が重くなるため、市町村は専門的人材の確保について検討する必要がある。
- 福祉避難所は、専門的人材の協力を得られるよう、平時から関係団体・事業者と協定を締結するなどの取組を行うことが重要である。

8 福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成、訓練等の実施

8.1 設置・運営マニュアルの作成、訓練等の実施

1. 市町村は、職員、自主防災組織、地域住民、要配慮者及びその家族、社会福祉施設等、幅広い関係者が参加し、学ぶ機会を設けるため、要配慮者支援対策に関する研修会、勉強会を開催する。
2. まち歩きや防災点検などワークショップや図上訓練を通じて、地域における要配慮者支援のあり方などについて検討する機会を設ける。
3. 福祉避難所の設置・運営マニュアル（※別添参考資料参照）を市町村及び福祉避難所職員等が参加して作成し、訓練や点検により定期的に見直しを行う。
4. 行政職員、地域住民、要配慮者、社会福祉施設等、幅広い関係者が参加する実践型の福祉避難所の設置・運営訓練を企画し、実施する。

実施にあたってのポイント・留意点

- 様々な要配慮者の特性と、それに応じた接し方について、避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修を実施する。
- 福祉避難所の設置・運営訓練については、災害時を想定した関係者による図上訓練など災害発生後から福祉避難所の開設、運営までの具体的な手順を確認できるようなものにする。訓練は定期的に行うこととし、参加者は幅広く募集する。
- このような訓練を通じて、実施体制やマニュアル等を検証し、その改善・充実に役立てるなど、福祉避難所の設置・運営等にかかる対策の検討・立案に役立てる。

感染症対策のポイント・留意点

- 市町村や施設等で行う防災訓練等の場を活用し、施設職員や福祉避難所運営スタッフに対して、感染症対策等の知識や技術を習得する研修や訓練を実施する。

【参考資料】

- 福祉避難所運営訓練マニュアル（平成27年1月）
 - ・訓練の企画から振り返りまでのポイントや様式を掲載
- 要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイド（令和2年8月）
 - ・要配慮者の特性や、それぞれの一般の避難所で想定される困りごと、支援方法等を掲載

8.2 ルール等の普及啓発

1. 市町村は、災害時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、平常時から要配慮者本人やその家族、支援者、福祉・保健・医療関係者等に、要配慮者対策や防災対策、福祉避難所の目的やルール等の普及啓発に努める。

実施にあたってのポイント・留意点

- 広報紙やホームページの活用、パンフレットやハザードマップの作成、生涯学習の場の活用、イベントの開催など、あらゆる機会を通じて福祉避難所のルール等の普及啓発を図る。
- 要配慮者の避難誘導、避難生活に際しては、要配慮者に対する一般の被災者の理解と協力が不可欠であることから、あらゆる機会を通じて、学習や交流の場を設けることも重要である。
- 福祉避難所に一般の被災者が避難してくることをないように、平時から自主防災組織や福祉避難所の訓練等を通じ、一般の被災者の避難先と要配慮者の避難先が違うことへの地域住民等の理解を促進する。